

## 広島県教育委員会教育長告示第四号

広島県縮景園管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第九号）第十二条の規定に基づき、広島県縮景園管理規則施行細則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

### 広島県縮景園管理規則施行細則

#### （趣旨）

第一条 この施行細則は、広島県縮景園管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第九号。以下「管理規則」という。）第十二条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

#### （利用申込書）

第二条 管理規則第五条第一項に規定する利用申込書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

#### （入園券）

第三条 管理規則第五条第一項ただし書に規定する入園券の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

#### （利用許可書）

第四条 管理規則第六条第一項に規定する利用許可書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

#### （利用料金返還申請書）

第五条 管理規則第九条第二項に規定する利用料金返還申請書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

#### （附 則）

#### （施行期日）

- 1 この教育委員会教育長告示は、平成二十年四月一日から施行する。  
（広島県縮景園使用料条例施行規則実施規程の廃止）
- 2 広島県縮景園使用料条例施行規則実施規程（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第八号）は、廃止する。

(別記)

様式第1号

広島県縮景園利用申込書

平成 年 月 日

広島県縮景園指定管理者様

所在地  
〒 —

団体名  
代表者氏名  
連絡先 担当者氏名  
印

電話番号( ) —  
ファクシミリ番号( ) —

次のとおり申込みます。

利用を希望する 施設 等	
利用の目的	
利用を希望する 日 時	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

**様式第2号**

(個人の場合)

No.	広島県縮景園券
1人1回当日限り有効	円

(団体の場合)

No.	広島県縮景園券
1回当日限り有効	円

(他施設との共通券の場合)

No.	他施設との共通券
( )円 1人1回当日限り有効	

注 1 必要な場合には、記載事項を追加し、又は変更することができるものとする。

2 個人入園券の種類は、次の4種類とする。

- (1) 小学校児童及び中学校生徒
  - (2) 高等学校生徒
  - (3) 大学生
  - (4) その他 15歳以上の者
- 3 他施設との共通券の括弧内には、入園券の種類に応じた料金を記載するものとする。

様式第3号

広島県縮景園利用許可書

平成 年 月 日

様

広島県縮景園指定管理者 印

次のとおり許可します。

利用を許可する 施設等	
利用の目的	
利用を許可する 日	
利用料金	

注 1 施設等を利用する際には、必ずこの利用許可書を持参すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号

広島県縮景園利用料金返還申請書

平成 年 月 日

広島県縮景園指定管理者様

住 所 (法人等の団体にあっては事務所の所在地)  
〒 -

氏 名 (法人等の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

印

連絡先 担当者氏名  
電 話 番 号 ( ) -  
ファクシミリ番号 ( ) -

次のとおり利用料金の返還を申請します。

利用しようとする施設等	
利用しようとする日時	
利用料金の金額	
返還を受けようとする理由	

注 1 返還の申請をする場合は、広島県縮景園利用許可書又は入園券を併せて提出すること。

2 返還を受けようとする理由欄には、申請者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったことについて、その内容を具体的に記入すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。